

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2017 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：吉川）宛にお願い致します。

2017 年 6 月 29 日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役 所長 小畑 永彦

2017 年度課題別研修「地域開発計画管理」コースに係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた地域開発管理業務に携わる上級行政官が、北海道総合開発について学び、帰国後、効果的な地域開発政策を推進するために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 はまなす財団を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

上記特定者は、1992 年度より 25 年間にわたり「地域開発計画管理」コースを実施した実績があることから、研修実施に必要な知見等が集約されている機関であり、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名：2017 年度課題別研修「地域開発計画管理」
- (2) 業務の目的：上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容：研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (4) 履行期間：
2017 年 9 月 4 日（月）から 2018 年 1 月 19 日（金）まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、次の書類を添付すること。（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）

- ・ 資格審査申請書

（http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf）

- ・ 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの）（写）

- ② 独立行政法人国際協力機構一般事務取扱最速第 4 条 1 項の規定に該当しない者。

具体的には会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。

具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア.提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ.役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。）

ウ.反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ.提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク.その他、提出者が北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年北海道条例第 57 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2019 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年7月3日(月)午後12時から同年7月12日(水)午後5時まで ※注1
	提出場所	JICA 北海道(札幌)研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 等必要書類1部 ※注2
	提出方法	持参または郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2017年7月19日(水)
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無し理由請求	請求場所	JICA 北海道(札幌)研修業務課
	請求方法	持参または郵送(書留としてください)
	回答予定日	2017年7月26日(水)
	回答方法	郵送

※注1：提出期間

送付(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 3) 登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの)
- 4) 財務諸表(直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること)(写)
- 5) 納税証明書(その3の3、発行日から3か月以内のもの)(写)

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 北海道（札幌）研修業務課

以上

2017 年度課題別研修「地域開発計画管理」コース研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

2017 年度課題別研修「地域開発計画管理」

(2) 技術研修期間（予定）

2017 年 10 月 10 日（火）～2017 年 11 月 24 日（金）

(3) 背景

開発途上国においては、都市部における急激な都市化・人口増加に起因して、適切な土地利用、都市基盤整備、都市施設整備が追いつかず、都市の住環境の悪化、交通混雑、治安の悪化等様々な都市に特有の「集中と拡大」の問題が生じている一方で、周辺地域や地方部では人口の減少、地域経済の衰退、社会基盤整備の遅れ等「流出と停滞」の問題を慢性的に抱えるようになっている。一連の問題を解消していくためには、各種問題間の相互関連の分析に基づいて的確に課題を捉え、複合的に絡み合った問題を解きほぐすことに加えて、地域特性を考慮し、中長期的な視点に立脚した地域発展のシナリオ及び具体的な全体計画を描き、それを担保する体制を築くことが必要とされている。

北海道は国が策定する総合開発計画のもと、1951 年より 10 ヶ年計画に基づいて重点的・総合的に開発を推進し、その時々々の国の課題の解決に寄与すると同時に、比較的短期間の開発の歴史にも関わらず、国際社会では一国に相当する社会・経済規模を達成させた経験・知見を有している。この背景には、開発の当初から一貫して、国策による総合的な開発方式により北海道の社会基盤整備が進められたことがある。

そこで、本コースは総合的な地域開発に対する理解が乏しい開発途上国のニーズに対して、地域に根ざした総合的な管理技術の移転・推進体制の整備を成功させた、世界的に見ても貴重な事例である北海道総合開発の成果活用し、参加研修員が各国の今後の地域開発について考察する機会を提供するとともに、それぞれの課題解決について支援すべく、立ち上げられた。

(4) 研修目的（案件目標）

本コースは、研修員が研修成果を活かし各国/地域の地域開発計画管理の質向上に寄与することを目的としている。このために本邦研修期間は、北海道開発

を素材とし、国が策定する総合的な開発計画に基づいて総合的・効率的に地域開発を推進・管理する手法・ノウハウ等について、講義、議論、演習、フィールド・トリップ等を通じて習得し、その適応方法について考察する。

(5) 研修の到達目標（単元目標）

- ① 自国の地域開発の現状と課題が整理される。
- ② 北海道総合開発計画の理解を通じ、下記事項について自国の地域開発への適用する際の課題と対応策が整理される。
 - ・北海道総合開発の目的と行政の仕組
 - ・北海道総合開発計画の推進、管理方策/中央・地方政府間、地方政府と民間企業や地域コミュニティ間の役割、調整の仕組み
- ③ 北海道の地域開発事例（産業振興、環境保護、公共事業等）を学ぶことで、地域開発の具体的実践方法を理解する。
- ④ 地域開発を比較、検討し、開発事業、政策に係るモニタリング・手法を学び、自国に適用可能な地域開発計画の管理手法を検討できるようになる。
- ⑤ 研修員が属する組織や部署の所掌範囲に鑑みつつ、自国の総合的な地域開発に向けた様々な取り組みのうち、具体的に実行し得るものについて、スタディレポートとして取りまとめ発表する。

(6) 研修内容

① 研修項目

【講義】

- ・北海道の概要
- ・日本の行政システムと北海道開発局事業概要
- ・北海道総合開発の体制、及び総合開発計画概要
- ・日本の財政と北海道開発予算
- ・中央政府と地方政府の関係
- ・地域開発の理論と経験
- ・日本の都市計画
- ・事業評価制度
- ・産業政策と地域振興
- ・北海道の地域活性化に向けた取組
- ・北海道における中小企業支援施策
- ・道路を活用した地域活性化（道の駅、シーニックバイウェイ）
- ・地域資源の活用
- ・地方創生の取組（ふるさと納税の取組）

- ・北海道における農業政策
- ・農産品の高付加価値化
- ・アグリツーリズム
- ・広域自治体の役割
- ・札幌のまちづくり
- ・日本の環境政策及びごみ処理行政
- ・日本における PPP/PFI の現状と問題点

【視察】

- ・北海道開拓の村
- ・土地改良区
- ・6次産業化の事例
- ・企業誘致事例
- ・住民参加のまちづくり事例
- ・リサイクル団地
- ・道の駅
- ・地域資源の活用事例
- ・アグリツーリズム事例
- ・地場産品の活用事例
- ・北海道の人材育成
- ・道外の地域開発事例

【演習】

- ・プレトレーニングレポート発表
- ・モジュールディスカッション
- ・スタディレポート作成・発表

② 研修方法

上記（6）①の講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに、応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを目的とした視察・研修旅行を実施する。

※主な研修実施場所としては、北海道を想定。

③ 研修附带プログラム（当機構が実施するプログラム）

- ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5 日間、来日翌日
- プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：2 時間、技術研修初日

- スタディレポート発表会、評価会及び閉講式：1日間、技術研修最終日

(7) 研修員

- ① 定員：16名
- ② 研修対象国：12カ国（シエラレオネ、スーダン、タジキスタン、モンゴル、セネガル、アルバニア、アフガニスタン、ネパール、ウズベキスタン、ミャンマー、ラオス、ブータン）
- ③ 研修対象者：地域開発管理業務に携わる上級行政官

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修監理員との調整・確認
- ⑥ プログラムオリエンテーションの実施
- ⑦ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の技術レベルの把握
- ⑨ 各種発表会の実施
- ⑩ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑪ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑫ 評価会への出席、実施補佐
- ⑬ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑭ 反省会への出席
- ⑮ 講義、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳・印刷、著作権処理を含む）
- ⑤ 講師謝金の支払い
- ⑥ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑦ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成

(5) 留意事項

- 当機構は、本研修コース実施にあたって、英語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
- 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役 所長 小畑 永彦

提出者 〃
住所
団体名
代表者役職・氏名 印
担当者部署・役職・氏名
連絡先 メールアドレス
TEL

2017年度課題別研修「地域開発計画管理」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

記

1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

2 応募要件

(1)平成28・29・30年度全省統一規格を有する場合、同資格審査結果通知書（写し）を添付してください。同資格検査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）
- 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの）
- 財務諸表（直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
- 納税証明書（その3の3、発行日から3か月以内のもの）（写）

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

(2)その他の要件：無

以 上